

## 令和2年 第6回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年6月10日(水)  
午前10時00分から午前10時50分
2. 開催場所 久世公民館 2階 大ホール
3. 出席委員 (37人)  
会長 19番 矢谷光生  
職務代理 18番 石原誉男  
農業委員 1番 福原泰治 5番 中山克己 6番 松本正幸 7番 池田 実  
8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴 10番 山懸将伸 11番 古林久和  
12番 小田明美 13番 新田 孝 14番 曲 美樹 15番 武村一夫  
17番 樋口昌子  
推進委員 20番 高野 勉 22番 小林和夫 23番 沼本通明 27番 松下清治  
28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 松尾俊彦 31番 田中秀樹  
32番 池田 薫 33番 三村訓弘 34番 山本明彦 35番 中芝通雄  
36番 池田琢璽 37番 澤本基兄 38番 各務和裕 39番 白石寛志  
40番 黒田勝美 41番 有富正博 42番 榎橋一夫 44番 小林太郎  
45番 筒井一行 46番 石田 勉
4. 欠席委員 (8人)  
農業委員 2番 妹尾宗夫 4番 長鉾忠明 16番 中島寛司  
推進委員 21番 平 義男 24番 錦 保 25番 下山史朗 26番 松下 功  
43番 入澤靖昭
5. 議事日程  
日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について  
日程第3 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について  
日程第4 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について  
日程第5 議案第36号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について  
日程第6 報告第15号 農地転用の制限の例外に係る届出について  
その他
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 戸田典宏 事務局次長 下平直勲 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕  
加藤真弓
7. 会議の概要



(午前10時00分 開会)

事務局長 改めまして、皆さんおはようございます。  
ただいまから令和2年6月総会を開会いたします。  
まず、会長よりご挨拶をお願いいたします。どうぞ。

会 長 皆さんおはようございます。  
いろいろとコロナの問題で大変ですけど、大分田植えのほうもこの時期、終わりに近づいてきました。梅雨のほうも今日ぐらいから多分入るんではないかというところでございます。久しく晴天が続きましたので、農作業のほうもはかどっているかと思えます。いよいよ梅雨に入るわけですけど、災害がないことを願っております。  
大変皆さんにはお世話になりましたけど、7月で我々任期が終了ということでございます。できたこと、できなかったことといろいろあるかというふうに思います。今の時期、皆さんとともに一堂でどこかで会議するということはなかなか難しいわけでごさいますして、ここで退任される方もおられます。そういう方々の貴重な意見を聞きたいなというふうに思っております。総括という意味ではございませんですけど、また7月にそういう形で場を持てたらいいなと思っております。一応ここでまた相談して、皆さんにはご案内させていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。  
それでは、これより6月総会をいたしたいと思えます。

事務局長 それでは、本日の欠席委員は3名でございます。2番委員、4番委員、16番委員より、その旨通告がありましたのでご報告いたします。  
ただいまの出席委員は18名中15名で定足数に達しておりますので、6月総会は成立しております。  
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行について会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。  
日程1、議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、17番委員、18番委員を指名いたします。  
日程2、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

てを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 議長。

議 長 はい、事務局。

主 事 議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は9件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、北房の譲受人に、申請農地、畑2筆413㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議 長 はい、6番委員。

6番委員 6番です。

議案番号1について説明いたします。

5月29日に電話で譲受人にお話を伺い、6月1日に現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人の所有する家屋と敷地を購入するに当たり、この農地も同時に購入することが条件のため、譲受人が購入するものです。現在では荒れ果てていた畑を再生するために手入れを始められています。譲受人の耕作状況ですが、譲受人はブドウ栽培を主に農業を行っています。購入する農地は譲受人の自宅から約9キロと離れていますが、購入する家屋に住む予定の娘夫婦のために家庭菜園にする予定で手入れを始められています。その他指摘事項はございません。よろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号2でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便によりまして、北房の譲受人に、申請農地、田1筆336㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議 長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

それでは、番号2につきまして、現地調査を行った結果を報告いたします。去る5月31日に現地確認を行いました。譲渡人は現在兵庫県で生活しておりますが、農地と実家が真庭市に残っております。この処分を考えていたところ、このたび実家の売却が決定しました。そこで、農地を以前から管理していただいた譲受人と協議をした結果、話が整い、今回の申請に至ったものでございます。譲受人は以前からこの農地を管理しております。今後は自家用の野菜等を栽培するということでございます。耕作状況等ですが、米作を中心にナス等も栽培しております。現在1.3ヘクタールの農地を管理しております。農機具も田植え機からコンバインまで一式所有しております。その他の3条許可要件も全て満たしていると考えていますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主事

番号3でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、田2筆1, 745㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長

はい、28番推進委員。

担当推進委員

推進委員28番です。

議案3番について、先月、5月29日に現地にて譲受人と現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人、譲渡人の関係ですが、近所であり、譲渡人が高齢のため、今年より農業を廃止することとなり、その旨を譲受人に相談したところ、今回の権利移転の話がまとまったということです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在ひとり暮らしで85歳の高齢となっておりますが、とても元気で、稲作30アール、黒豆5アールなどを耕作しております。また、息子さんが週末には必ず、現在岡山市に住んでおられますが、帰宅し、農作業を母親と一緒にしております。息子さんは定年退職し、その後、再契約で週に何日か仕事しておりますが、65歳になると家に帰ってきて農業を行うということでもあります。現在は62歳になっております。ということで、農機具も全てそろえており、母親と息子さんがやるということなので何ら問題はないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号4について、事務局より説明をお願いいたします。

主 事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆252㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、28番推進委員。

担当推進委員 推進委員の28番です。

番号4について、先月31日、現地にて譲受人、譲渡人と現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人は譲渡人の実家と近所であり、譲渡人の父親との話で以前より畑として耕作しておりましたが、譲渡人の父親が亡くなり、その土地を相続いたしました。今回は譲渡人がその土地に住宅を新築することとなり、これは次の4条の議案にも関連するんですが、その一部を移転することとなったものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在利用権設定などを含めて138アールを耕作しており、農機具なども全てあり、ほぼ毎日農業に専念しております。今後も農業に取り組むとのこと。何ら問題はないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号5でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田2筆3,838㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、30番推進委員。

担当推進委員 30番の推進委員です。

5番について説明いたします。

5月30日に譲受人に聞き取りを行い、現地を確認いたしました。権利移転する事由の詳細ですが、申請地は譲受人のお兄さんの所有でしたが、お兄さんが亡くなってからは約30年以上耕作してきました。譲渡人である義理の姉は高齢となりました。また、子供たちは嫁いで家から出ていって農業は継がないと言っていることから、義理の弟である譲受人に贈与するものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は専業で水稻及び野菜等の栽培をしております。農機具はトラクター、田植え機等を所有しております。一部の農作

業は外部委託しておりますが、申請地の取得後も今まで同様に農業経営に励んでいくものと認められます。その他特に問題はございません。  
以上のおり、問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事

番号6でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、久世の譲受人に、申請農地、畑3筆884㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長

この案件は私の案件でございますので報告をさせていただきます。

6月7日に現地確認調査を行いました。譲受人より話を伺っております。また、譲渡人には電話で話を伺いました。譲渡人一家は現在県外に住んでおられ、実家がこの農地の隣にあります。以前はこちらのほうに帰られる予定であったようですが、このたび実家と隣接する農地を手放したいと業者のほうに頼んでおられましたが、実家近くの近隣に住む譲受人が増反のために農地だけ欲しいということで話がまとまり、農地の権利移転が決まったものでございます。譲受人は妻と二人で農業に従事しておられまして、周辺農地も借りながら稲、野菜、特にネギ栽培など、大規模につくっておられます。農機具類も一切そろっておりまして、今後も農業を続けられるものというふうに思われます。その他指摘事項はございません。

以上でございます。

続きまして、番号7について、事務局より説明をお願いいたします。

主 事

番号7でございますが、久世の譲渡人が、労力不足によりまして、同じく久世の譲受人に、申請農地、田2筆1,990㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員

議長。

議 長

はい、5番委員。

5番委員

5番です。

5月31日に譲受人と現地確認を行い、詳細について話を聞きました。譲受人と譲渡人は近所の知り合いということでございます。譲渡人は病弱で、同居の長男も体が弱く、農業ができなくなったため、農地を引き受けてくれる方を探していたとき、譲受人と話がまとまり、権利移転を行うものでございます。譲受人は必要な農機具は所有しており、現在は景観作物等をつけて耕作を行っております。今回の土地につきましても、近年耕作がされてなかつ

たために整備を行い、当面は菜種かコスモスのような景観作物を作付する予定です。申請地の農地についても、今後十分耕作していくものと思われますので、この今回の権利移転については問題がないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号8でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、久世の譲受人に、申請農地、田2筆2，512㎡、畑4筆1，064㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議 長 はい、5番委員。

5番委員 5番です。

6月1日に譲渡人には電話で話を聞いて、譲受人と一緒に現地確認を行いました。譲渡人はこの土地を相続によって農地を取得したため、農地の管理ができないということで、実家の家と農地を引き受けてくれる方を探していたところ、不動産会社を通じて譲受人と話がまとまり、権利移転を行うものでございます。譲受人は当初より自分の生まれた土地に家等を探しておりましたので、これからは農地を管理していきたいと考えております。現在は会社勤めを行いながら、今後休みを利用して農業に取り組みたいと考えており、当面は夫の実家の農機具を借りて夫婦で農業を行っていく予定でございます。近所の方や農協でアドバイスなどを受けて農業に取り組みたいということでございます。今回の権利移転については問題がないと思われますので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9と番号10番は取り下げとなっております。

番号11について、事務局より説明をお願いいたします。

主 事 番号11でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、勝山の譲受人に、申請農地、田3筆2，971㎡、畑2筆205㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、35番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、35番推進委員。

担当推進委員 議案番号11について、5月29日に譲受人に立ち会いをいただき、現地調



査を行いました。譲受人と譲渡人はいとこの関係です。譲渡人は57年前から大阪に転居しており、以後譲受人側が耕作しておりました。譲渡人も年をとり、代がかわらぬうちにと譲渡の話がまとまり、このたび譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況等でありますが、譲受人は兼業農家であり、本人と妻が農業に従事しております。現在、耕作している農地については期間作業の一部を委託している農地もありますが、全て耕作を行っており、必要な農機具も保有しており、また申請農地の取得後も必要な農作業に従事するものと認められます。その他の指摘事項はありません。

以上のおおりに、問題がないと思えますので審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。  
これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手でお願ひいたします。  
質疑はございませんか。

1番委員 はい。

議長 はい、どうぞ、1番委員。

1番委員 1番。

議案番号1と、それから議案番号8、それから今の11番については増反とか農業廃止という部分があるんですが、伺いたいのはこれは対価は伴ってないんですか。

主事 今回の3件につきましては、対価は伴っておらず、無償での取引となっております。1番につきましては家屋と一緒にということがありましたので、調査時点では売買という話になったかと思えますけれども、申請書によれば贈与によるということだったので、このような記述にしております。

1番委員 1番のほう、家屋がついてのことなんですが、それなりに別々に金額というのが発生するんじゃないかと思うんですけど、そういう部分も不明かなという気がしましたし、ほかの2件についても贈与と言われればそうですけど、何か釈然としない部分があるような気がするんですが。

主事 1番につきましては行政書士を通じての申請の提出なので、行政書士にいま一度確認を行います。

1番委員 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

それでは、質疑を打ち切ります。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第34号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第34号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は5件でございます。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（北房）は、現在の墓地が急傾斜地を登った山間部にあるため、墓参りや管理が困難となっていることから、畑1筆20㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、墓地区画建設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員

議長。

議 長

はい、12番委員。

12番委員

12番です。

6月2日に本人の母親の立ち会いのもとに委員と推進委員とで現地確認をいたしました。転用しようとする事由の詳細でありますけれども、自宅近くの畑地の一部、自分の畑の一部をお墓にしたいというものです。父親が昨年死去いたしまして、納骨に当たりましてお墓をし直す必要が出ました。これまでのお墓は自宅から遠くて、かつ坂道を登っていかなくてはならないので、もうこれを機会に自宅近くに新設したいと考えたわけです。家の近くにある畑の一部を墓地用地として今回申請しております。ほかに適切な用地はあり

ません。位置ですけれども、申請人の自宅の南側、市道を挟んですぐ南です。■■■■集落の中にありまして、■■■■の南約50mに位置します。周囲の状況ですけれども、東は畑、西道路、南は民家がありました。民家ですけれども、これは20年来の空き家だそうです。北側も道路です。周辺農地への影響は、当該地は申請人所有の畑の一部でありますので、特に影響はないと考えられます。ほかの指摘事項もありません。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号2でございます。

申請人（落合）は、現在一家4人で借家で暮らしておりますが、子供の成長に伴い、借家が手狭になっていることや実家の母親の面倒を見る必要があることから住居移転のため、申請地、畑1筆435㎡を造成し、居宅1棟を建築するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は24%となります。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、28番推進委員。

担当推進委員 推進委員28番です。

番号2につきまして、去る5月31日に申請人とハウスメーカー主任さんと現地確認を行いました。転用する事由の詳細ですが、申請人は現在実家近くのアパートに住んでおりますが、子供2人も大きくなり、手狭となっていました。今回、申請人の父親が亡くなり、相続を受け、実家近くの申請地に住宅を新築するものです。申請地の位置ですが、申請人実家より数m北にあり、■■■■のところに位置します。周囲の状況ですが、東は道路と水路、西は民家、南は自分の畑、北は道路ということです。周辺農地への影響につきましては、申請地は2方道路、隣は民家、前は自分の畑ということで、他の農地への影響はないと思われまますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 4 ページをお開きください。

番号3でございます。

番号3は追認案件でございます。

申請人（落合）は、墓地転用については昨年4月農地法第4条の申請を行い、許可を得て整備しましたが、隣接地からの土砂崩落及び流出を防止するため、墓地の位置を中心に北側と南側にコンクリートブロックによる擁壁を設置し、墓地の周辺については露天駐車場として利用する目的で整備を行っておりました。申請人は農地法を理解しておらず、今後このようなことがないように反省し、顛末書が添付されております。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、擁壁設置■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書、顛末書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、28番推進委員。

担当推進委員 推進委員28番です。

番号3につきまして、5月31日、申請人と現地確認を行いました。転用する事由の詳細ですが、申請人は以前墓地用地転用申請を行い、許可を受けて工事を行いました。本人は農地法をよく理解しておらず、申請許可以外の土地、これらは自分の畑になっておりましたが、その造成を行ったものでございます。そのようなことから、今回墓地露天駐車場として転用申請するものです。なお、本人は十分反省しております。申請地の位置ですが、申請人自宅の裏山の麓にあり、■■■■より数百m北に位置します。東は田、西は畑、南は畑、北は山。申請地は以前墓地転用許可した場所であり、周辺農地への影響はないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号4でございます。

申請人（落合）は、現在の墓地が山間部にあり、墓地に至る道も急な坂道であり、墓参りや管理が困難となっていることから、実家に近い場所に移設するため、申請地、畑1筆20㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。農地区分は、申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上

または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、改装費用■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

担当推進委員 30番の推進委員です。

番号4について説明いたします。

5月29日に譲受人に聞き取りを行い、現地を確認いたしました。申請人の所有する現在の墓地は、自宅から東へ約800mの谷を渡った小高い山の上にあります。申請人は高齢となり、墓掃除、墓参りが厳しくなってきました。そこで、自宅の西の道を隔てた申請人所有の畑に墓地を移転することにしたものです。申請地の位置等ですが、申請地は■■■■の東約400mの畑の中です。周囲の状況ですが、周りは畑です。周辺農地への影響ですが、周りは申請人の畑です。申請地は墓地であることから、周辺農地への日照、通風等に支障を来すことはないと思います。また、申請地へ墓地移転することで周辺関係者に了解を得ております。その他指摘事項はございません。

以上のとおり、問題ないと思われましますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 5ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人（川上）は、ほかの自己所有地で農作物を栽培しておりますが、申請地は耕作中のほかの農地より広い面積のため、高齢となり農作業を行うことが困難となっており、以前から遊休している農地のようです。耕作する後継者もおらず、借り手もないため、農地の荒廃を防止する目的で、畑1筆5,491㎡を、植林にするため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、苗代、作業賃■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、44番推進委員さんから説明を

お願いいたします。

担当推進委員 議長、44番です。

議長 はい、44番推進委員。

担当推進委員 現地確認を5月27日に本人と確認いたしました。現在、稲作と野菜を栽培しているが、高齢になり農作業が困難になったため、規模縮小で畑に植林をするということです。申請地の位置といたしまして[REDACTED]の近くで、周囲の状況は東は県道、西は田、南は山林、北は公会堂です。周辺農地への影響は特にないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。よろしいですか。

<「異議なし」の声>

議長 それでは、異議なしと認めます。

よって、議案第34号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 議長。

議長 はい、事務局。

主幹 議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は3件となっております。

6ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（落合）は、現在借家に住んでいますが、子供の成長に伴い、手狭となり、申請地、田1筆500㎡を、譲渡人（落合）から譲り受

け、住宅及び車庫を建築するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。転用に伴う費用ですが、土地購入費については譲渡人は譲受人の弟で、贈与による所有権移転のため 〇〇円、土地造成 〇〇〇〇万円、建物施設 〇〇〇〇万円。資金の内訳として、 〇〇〇〇〇〇万円。建ぺい率は23%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、横断図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんが欠席のために11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議 長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

地区推進委員さんから報告書を預かっておりますので、朗読により報告をしたいと思ひます。

番号1であります。現地立会を6月3日に行われております。転用しようとする事由の詳細であります。譲受人は現在アパートに住んでいますが、子供も成長し、手狭となったために新たに自宅住居を建築するために近隣の土地を検討していたところ、弟である譲渡人と話がまとまったことから申請を行うものであります。なお、申請地への進入路は281-7になっております。申請地の位置でありますけれども、申請地は 〇〇〇〇〇〇より北西へ約1.2キロの 〇〇〇〇〇〇南側に位置してあります。周囲の状況でありますけれども、東と南が田、西が宅地、北が雑種地となっております。周辺農地への影響でありますけれども、申請地に隣接した農地はありますけれども、申請は一般住宅でありまして、日照、通風等に支障は来さないというふうに思ひます。また、地域の水利組合には住宅転用するための同意を得ております。その他指摘事項はありません。審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（久世）は、不動産業を営んでおり、申請地周辺の住宅化が進むなか、住宅に関する問い合わせも多いため、以前から適当な面積の建て売り住宅用地を探していましたが、地主との売買などの条件が合わず見つからない状況でした。このたび、譲渡人（市内）が所有する宅地と宅地に隣接

する農地をまとめて売却したいとの申し出があり、検討した結果、売買の話がまとまったので、申請地、田1筆557㎡を譲り受け、建て売り住宅に整備するため、転用申請するものです。建て売り住宅地への進入路の面積として全体で149.18㎡の整備計画ですが、一部関連土地の宅地の敷地77.43㎡を含んで整備する計画となっています。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は22%。2区画で2棟の建て売り計画となっており、2区画を個別に算出した場合も22%以上となっていますので問題ないと判断されます。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、構造図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんが欠席のために11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。引き続き、報告させていただきます。

番号2でありますけども、現地の立会を6月4日にしております。転用しようとする事由の詳細でありますけども、譲受人は建て売り住宅建設のため、土地を検討していたところでありまして、譲渡人と話がまとまったことから申請を行うものであります。なお、宅地であります隣の275-2も譲受人が購入され、一部建て売りの進入路とされております。申請地の位置でありますけども、申請地は■■■■より北西へ約100mほど離れた■■■■のそばに位置しております。周囲の状況ですけども、東、西が宅地、南と北が田ということになっております。周辺農地への影響でありますけども、隣接した農地はありますけども、本申請は一般的な個人住宅でありまして、日照、通風等に支障を来すことはないというふうに思われます。また、地域の水利組合には建て売り住宅に転用するための同意も得ております。その他指摘事項はありません。審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 7ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（勝山）は、住宅を購入し、勝山地区で生活しておりますが、駐車場が狭いため、困っていたところ、宅地に隣接する土地所有者である譲





しいでしょうか。

議長  
主幹

はい。

ありがとうございます。では、修正させていただきます。ありがとうございます。

議長

ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第36号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主事

議長。

議長

はい、事務局。

主事

議案第36号について。

8ページをお開きください。

議案第36号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和2年6月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきましては全25筆、11ページの所有権移転につきましては畑5筆20,492㎡が農地中間管理機構から譲受人へ移転するものでございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。  
これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第36号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第36号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程6、報告第15号、農地転用の制限の例外に係る届出についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

主事 議長。

議長 はい、事務局。

主事 13ページをお開きください。

報告第15号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。  
番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は落合です。田1筆623㎡のうち96.8㎡を露天農機具置場にするものです。  
以上で報告案件の説明を終了します。よろしくお願ひします。

議長 ご意見ございましたらお願いいたします。ございませんか。

<「なし」の声>

議長 この案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。  
以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。  
皆様方のほうから何かございませんか。よろしいですか。

<「なし」の声>

議長 事務局より、ないですか。

<「なし」の声>

議長 以上をもちまして6月総会を閉会したいと思います。  
次回7月総会は、7月10日金曜日の午前10時からですので、よろしくお願ひいたします。

(午前10時50分 閉会)